

2012年(平成24年)6月4日



家賃滞納者への督促方法

26

滞納賃料の督促業務では、様々な滞納者に出会つた。怒る人、開き直る人、揚げ足を取る人、ひたすら謝る人、しおげてしまふ人などなどいるが、こうした滞納者の態度は表層的なものに過ぎない。滞納者の態度を信用し過ぎて、嘘をついたり、約束を守ってくれただのと、そのやり取りに一喜一憂していくのは、督促担当者の心理的疲労はたまる一方だ。

また、滞納者にお付き合いをしていて、口喧嘩などしてしまふと、さらに大変である。滞納が解消した債務人はほと

ぐに問題がない賃借人に至るわけだが、口論した後は互いに信頼関係を傷つけては業務方針とは合わないのだ。だから、そのような結果は業務方針とは合わないのだ。

滞納の督促業務で「掛けているのは、解決志向」で、正々堂々と請求する」としている。滞納者も様々な事情があるのだろうが、賃貸借契約の債務不履行には変わりがない。こちらが下手に出る必要はない、きちんと請求

前向きに正々堂々と請求

意欲ある賃借人には公的扶助紹介も

とだから、そのような結果
は業務方針とは合わないの
だ。

東を守つてくれただのう。
そのやり取りに一喜一憂してこでは、督促担当者の心

ある。滞納者も様々な事情があるのだろうが、賃貸借契約の債務不履行には変わりがない。これが下手に出る必要はない、きちんと讀

求すればよい。

ただ、このとき感覚を付けているのは、居丈高にならないことである。前述のように、賃借人は滞納が解消した後も感情的なやり取りは当然覚えているから、住み続けてもらいにくくなる。

督促では滞納者を非難する。また、例えば横浜市では「民間住宅あんしん入居事業」という制度を運用している。これが利用できない何とか解決したいという滞納者であれば、例えば厚生労働省の住宅手当給付制度の内容を滞納者に知らせ、受給相談に役所に行くよう促す。

賃借人には公的扶助紹介も

に正々堂々と請求

るのではなく、きつちりと請求した上で、「今後どうしますか?」当方で協力します」というスタンスを明確にすることが重要だ。

対処方法は相手を見て実は、この質問に対する回答も異なってくる。滞納者の返答で、いわゆる

に必要な情報を提供するのである。滞納者が生活をして直すことができれば、業務目的が達成されるのはも

M
事業部)
伊藤成規
(C.F.ネッツP

M事業部 伊藤成規(CFPネットワーカー)